

衆議院議員総選挙

〔小選挙区（北海道第12区）・比例代表選出選挙〕

最高裁判所裁判官国民審査

第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所
裁判官国民審査が、次により執行されます。

◎投票日 **12月16日(日)** 午前**7時**～午後**6時**

投票できる方は

- ① 満20歳以上（平成4年12月17日以前に生まれた方）で
興部町に在住している方
- ② 転入してきた方については、平成24年9月3日以前に
転入届をし、引き続き3ヶ月以上興部町に在住している方

期日前投票・不在者投票

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭などにより投票所へ行って投票
できない場合は、期日前投票・不在者投票ができます。

★期日前投票

- ・興部町の選挙人名簿に登録されている方が行う投票

★不在者投票

- ・出張などの理由により、興部町以外の選挙管理委員会で投票する方
- ・病院や特別養護老人ホームなどの指定施設で投票する方
- ・期日前投票を行うには未だ選挙権を有しない方（選挙期日には20歳を迎えるが、まだ19歳である方など）

※他市町村に選挙権のある方（興部町に転入してきた方）でも不在者
投票ができますので、早めに手続きをしてください。

期間…衆議選挙 **12月5日(水)** から **12月15日(土)** まで

国民審査 **12月9日(日)** から **12月15日(土)** まで

時間…**午前8時30分**から**午後8時まで**（土・日曜日と同じです）

場所…興部町役場1階第1会議室（町選挙管理委員会事務局）

興部町選挙管理委員会

（事務局：興部町役場 1階第1会議室 TEL 82-2131 内線262）

第46回衆議院議員総選挙 第22回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は、12月16日(日)

興部町の投票時間

投票できる時間は

午前7時から午後6時まで

投票場所

入場券に記載されている投票所(下表)で投票して下さい。投票の際には「入場券」を忘れずに持参しましょう。

投票所一覧表

第1投票所	興部町中央公民館
第2投票所	北興研修センター
第3投票所	宇津集落センター
第4投票所	秋里集落センター
第5投票所	豊野集落センター
第6投票所	興部町沙留公民館
第7投票所	住吉老人寿の家
第8投票所	富丘福祉の家

転入して来た方の投票方法は

平成24年9月3日以降に他市町村から転入された方は住所要件を満たさないため、興部町の選挙人名簿に登録されません。このような方は、以前住んでいた市町村に投票用紙等を請求し、不在者投票ができます。

代理投票ができます

身体の障害や文盲などのため自分で字の書けない方は、投票所内の受付係に申し出てください。

係員が投票の秘密を守り、あなたに代わって投票用紙の記載をしてくれます。

当日投票所に行けない方は

投票日当日、何らかの用事により投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票ができます。

◎投票のできる期間

衆議院選 12月5日(水)～12月15日(土)

国民審査 12月9日(日)～12月15日(土)

午前8時30分から午後8時まで

(土・日曜日も投票できます)

◎投票のできる場所

◇興部町選挙管理委員会(役場1階第1会議室)

◇滞在地の市町村選挙管理委員会

(予め投票用紙などを興部町選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。)

◇入院先の病院等(指定施設に限る)

(直接病院等へ申し出てください。)

※投票所入場券を持参してください。

郵便等の投票について

身体障害者手帳(両下肢等の障害は1級若しくは2級、内臓機能の障害は1級若しくは3級)及び戦傷病者手帳の交付を受けている方及び介護保険法上、要介護者で要介護状態区分が要介護5である方は、「郵便投票により在宅での不在者投票」ができます。この場合、「郵便等投票証明書」が必要となりますので交付を希望される方は、興部町選挙管理委員会へ申請してください。

また、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理者の方に、投票の記載をさせることができます。

～投票日には、興部、沙留、宇津で午前7時にサイレンを鳴らします～

《詳しいお問い合わせ先》

興部町選挙管理委員会事務局(役場1階第1会議室)

TEL 82-2131 内線262